

「令和6年能登半島地震」に関する支援について

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

日本司法支援センター（法テラス）では以下の支援を開始いたしました。

1 弁護士・司法書士による「無料法律相談（予約制）」

●対象

「令和6年能登半島地震」に際し災害救助法が適用された災害発生市町村の区域に、令和6年1月1日において住所、居所、営業所などがあった方

●内容

生活の再建に当たり必要な法律相談を無料で行います
不動産問題、金銭問題、相続問題など、民事に関する問題全般について相談できます
※面談のほか、電話などによる法律相談が可能です

●相談回数

同一の問題についてのご利用は、法テラスの他の法律相談と併せて3回までとなります
おなやみレスキュー

●予約方法

ご予約は法テラス災害ダイヤル：0120-078309 のほか、法テラスのホームページからご予約可能です

（予約可能時間）平日：午前9時から午後5時まで ※土日祝・年末年始を除く

2 災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」

●対象

「令和6年能登半島地震」の被害にあわれた方は、どなたでも無料でご利用いただけます

●利用方法

おなやみレスキュー

① 電話でのお問合せ 法テラス災害ダイヤル：0120-078309

（対応時間）平日：午前9時から午後9時まで 土曜日：午前9時から午後5時まで
※日祝・年末年始を除く

（利用料・通話料）0円

② 法テラスのホームページで確認

（専用ページタイトル「令和6年能登半島地震に関する支援について」）
法テラスのホームページで「令和6年能登半島地震」専用のQ&Aを公開しました
「よくあるお問合せとその答え」を集約しています

③ メールでのお問合せ

②の専用ページにある「メールによるお問合せ」からご利用いただけます